

地方行政サービス改革の取組状況等(平成27年4月1日現在)

自治体コード	都道府県名	市区町村名	類似団体区分
52159	秋田県	仙北市	都市 I-1

(1)民間委託		【参考】	
直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】	類似団体委託率	全国委託率
		99.4%	99.2%
本庁舎の清掃		99.4%	99.2%
本庁舎の夜間警備		99.3%	97.8%
案内・受付		85.3%	86.2%
電話交換		87.3%	89.8%
公用車運転		87.6%	86.2%
し尿収集		97.6%	97.9%
一般ごみ収集		96.2%	96.3%
学校給食(調理)		57.6%	61.9%
学校給食(運搬)		91.1%	88.7%
学校用務員事務	○ 専任職員以外の配置を視野に検討を進める。	24.1%	32.6%
水道メーター検針		100.0%	98.7%
道路維持補修・清掃等		95.0%	95.4%
ホームヘルパー派遣		98.4%	98.9%
在宅配食サービス		100.0%	99.9%
情報処理・庁内情報システム維持		97.6%	98.9%
ホームページ作成・運営		92.3%	94.5%
調査・集計		93.2%	95.0%

※平成27年4月1日現在において、直営で専任職員を置いている団体 委託率(%)【算出方法:委託実施団体数÷事業実施団体数(「全部直営かつ専任職員無し」除く)×100】

(2)指定管理者制度等		【参考】	
公の施設数	導入率	類似団体導入率	全国導入率
		33.6%	36.5%
体育館	7 0 0.0%	33.6%	36.5%
競技場(野球場、テニスコート等)	8 2 25.0%	38.7%	45.5%
プール	0 0	46.3%	46.3%
海水浴場	0 0	6.4%	12.3%
宿泊施設(ホテル、国民宿舎等)	2 2 100.0%	92.1%	86.3%
保養施設(公衆浴場、湯・山の家等)	2 2 100.0%	67.9%	73.6%
キャンプ場等	3 3 100.0%	55.1%	58.3%
産業情報提供施設	0 0	83.0%	74.7%
展示場施設、見本市施設	0 0	88.9%	61.2%
開放型研究施設等	0 0	40.0%	52.7%
大規模公園	0 0	28.5%	49.8%
公営住宅	12 0 0.0%	13.3%	16.2%
駐車場	2 0 0.0%	28.6%	38.9%
大規模霊園、斎場等	0 0	18.6%	20.7%
図書館	2 0 0.0%	12.1%	14.7%
博物館(博物館、科学館、歴史館、動物園等)	2 1 50.0%	23.5%	27.0%
公民館、市民会館	11 0 0.0%	18.1%	21.2%
文化会館	0 0	32.6%	48.5%
合宿所、研修所等(青少年の家を含む)	0 0	39.5%	46.4%
特別養護老人ホーム	0 0	71.4%	68.5%
介護支援センター	0 0	45.6%	48.8%
福祉・保健センター	0 0	46.1%	52.9%
児童クラブ、学童館等	8 0 0.0%	13.6%	22.5%

導入率(%)【算出方法:制度導入施設数÷公の施設数×100】

(3)窓口業務		【参考】	
設置状況	設置予定無し	委託状況	委託予定無し
		11.0%	14.7%
総合窓口の設置			
設置状況	設置予定無し		
設置率(類似団体)	11.0%		
設置率(全国)	10.6%		

(4)総務事務センター		【参考】	
設置状況	委託状況	類似団体設置率	類似団体委託率
		5.2%	0.6%
設置状況	設置予定無し		
設置率(類似団体)	5.2%		
設置率(全国)	8.8%		

「設置予定無し」及び「首長部局未設置団体」は「未設置の理由」を、「設置予定あり」の団体は「設置予定時期」を記述してください。【人口が5万人未満の団体は回答不要】

(5)クラウド化		【参考】	
実施済み	実施予定	実施率(類似団体)	実施率(全国)
		18.0%	25.0%
実施済み			
実施率(類似団体)		18.0%	25.0%
実施率(全国)		17.0%	25.2%

(6)公共施設等総合管理計画		【参考】	
策定済み	策定予定	策定割合(類似団体)	策定割合(全国)
		2.3%	3.3%
策定済み			
策定割合(類似団体)		2.3%	3.3%
策定割合(全国)		2.3%	3.3%

(7)地方公会計の整備		【参考】	
作成済み	作成予定	作成割合(類似団体)	作成割合(全国)
		0.0%	0.0%
作成済み			
作成割合(類似団体)		0.0%	0.0%
作成割合(全国)		0.0%	0.0%

※ 統一的な基準による地方公会計については、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で整備するように要請されているが、当該調査の基準日はその初年度の開始時点である。